

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

届出者名	☐ 被保険者と同じ	本人との関係	☐ 本人
届出者住所	☐ 被保険者と同じ	連絡先電話番号	

被保険者番号								
被 保 険 者	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	明治・大正・昭和・(西暦) 年 月 日						
	住所							

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除について	☐ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を求める。 ※ 利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくなります。なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。 ※ 利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※ 利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映されるまで、時間がかかる場合があります。 ※ マイナ保険証により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはなく、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
----------------------------	--

【 資格確認書 】	☐ 任意記載事項の記載を希望する（希望するもの全てに ☒ してください） ☐自己負担限度額等の適用区分 ☐特定疾病区分
任意記載事項の記載の希望	☐ 任意記載事項の記載を希望しない ※ 任意記載事項を記載することで、例えば、同一医療機関等において、1カ月につき定められた自己負担限度額の範囲内で療養の給付を受けることができます。 ※ 「自己負担限度額等の適用区分」とは、自己負担限度額の適用区分又は食事療養標準負担額若しくは生活療養標準負担額の減額の適用区分をいいます。
該当するものに ☒ してください	※ 限度区分Ⅱであった期間に入院していた日数が、過去12カ月で90日を超える場合、入院日数のわかる医療機関の請求書、領収書を添えて「長期入院該当適用申請」を市（区）町の窓口で行っていただくことで、食事療養標準負担額がさらに減額される場合があります。 ※ 「特定疾病区分」とは、厚生労働大臣が定める特定疾病（人工腎臓を実施する慢性腎不全など）の認定を受けた場合の認定を受けた特定疾病を指す区分（記号で表記）をいいます。

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 様	
上記のとおり、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。	
年 月 日	

----- ※ 以下市（区）町記入欄 -----

受付日	年 月 日	受付者		入力の確認	☐ 保険証利用登録解除入力 ☐ 資格確認書交付申請入力 ☐ 資格確認書発行
本人確認	書類名：免(経)・マイ・パ・障・介・資格確認書 その他（ ）				